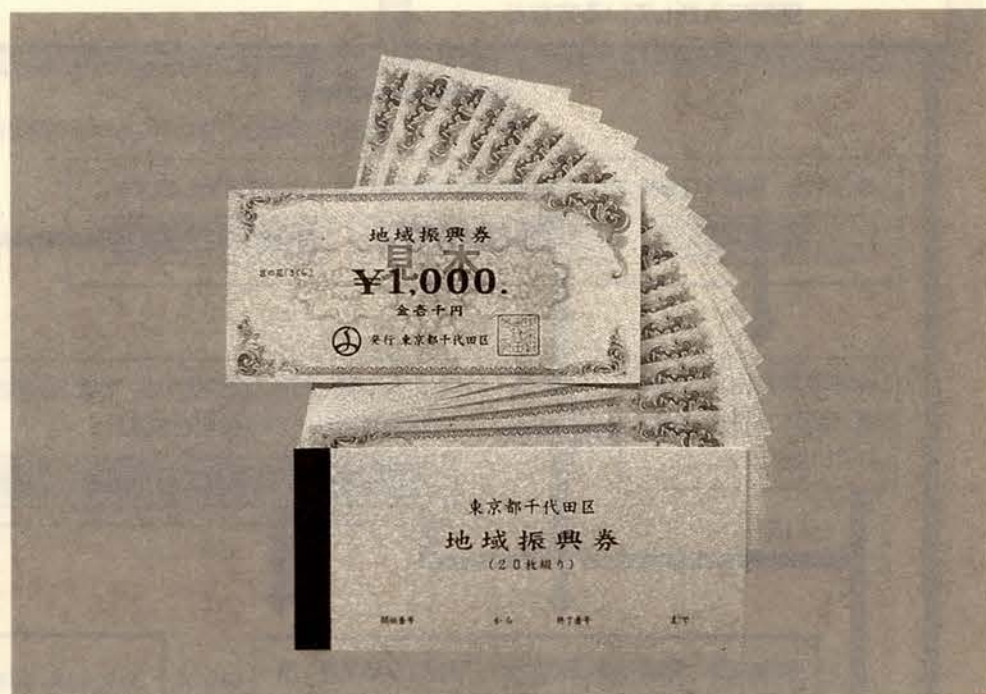


個人消費の拡大と地域経済の活性化を！

千代田区地域振興券

6か月間有効

3月3日(水)から交付開始



交付の 対象となる方

子育てを支援し、高齢福祉年金受給者や所得が低い高齢者の皆さんの経済的負担を軽減し、個人消費の喚起・地域経済の活性化を図り、地域振興の一助となることを目的に千代田区地域振興券を交付します。
今特集号では、本事業についてお知らせします。

平成11年1月1日(基準日)においてつぎの要件に該当する方
I 15歳以下(昭和58年1月2日
I 平成11年1月1日生まれ)
の児童が属する世帯の世帯主
(在留資格が永住者または特
別永住者の世帯主を含む)
II 「基準日」において平成11年

- 1月分の、つぎのいずれかの
年金または手当を受給するこ
とができる方
- ① 高齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金
 - ③ 障害年金
 - ④ 遺族基礎年金
 - ⑤ 母子年金・準母子年金または
遺児年金
 - ⑥ 児童扶養手当
 - ⑦ 障害児福祉手当・特別障害者
手当・福祉手当

手当・福祉手当

- ⑧ 特別児童扶養手当
- ⑨ 原爆被爆者諸手当
- ※ただし②、④の一部および③、
⑤の方は10年度分の区市町村
民税が非課税「注1」の方

III つぎのいずれかに該当の方
① 児童福祉法に基づき、里親に
委託された方

② 生活保護法に規定する被保護
者の方

③ 社会福祉施設へ措置入所され
ている方

④ 65歳以上で養護受託者に委託
されている方

⑤ らい予防法の廃止に関する法
律に基づき援護を受けている
方

IV 「基準日」に65歳以上で平成
10年度分の区市町村民税(所
得割)が非課税「注1」の方
で、在宅でかつ、身体的・精
神上著しい障害のため常時介
護を必要としている方(II該
当者および基準日において3
か月を超えて病院・老人保健
施設に入院・入所している者
等を除く)

V 平成10年度分の区市町村民税
が非課税「注1」である65歳以
上の方(II、III該当者を除く)

「注1」被扶養者の場合はその
扶養者も非課税であること。
※10年度に臨時福祉特別給付金
を受給された方は対象になり
ます。

※交付対象者に該当するかを、
裏面の図で確認してください。

交付額

I の該当者は15歳以下の児
童1人につき2万円、II、Vま
での該当者は2万円(I該当の

交付方法

交付開始日 3月3日(水)

交付場所 区役所および各出張
所で交付します。

※3月6日(土)、7日(日)は区役所
のみで、交付事務を行います。

※出張所での交付は3月31日(木)
(土・日曜日、祝日を除く)
までです。

受領方法 郵送された引換申請
券(Iの該当者・15歳以下の
児童のいる世帯の方)または
引換券(II、Vに該当する方)
に必要事項を書いて、本人で
あることを証明できる書類等
(運転免許証、保険証など)
を持参してください。

交付対象者で区外への転出を
予定されている方へ

平成11年1月1日から3月3
日までの間に、住所を他の区
市町村に移した方、またはこ

交付対象者でIIないしV該当
者は、交付額を合算)

申請方法

○ Iの交付対象者

2月25日(木)、該当者に「引換
申請券」を郵送します。

○ II、Vの交付対象者

要件に該当すると思われる方
には、申請書を郵送しました。
必要事項を書いて至急返送し
てください。

到着分より「引換券」を郵送
します。

※なお、自分が該当すると思っ
方で、書類が届いていない場
合は、お手数ですがお問い合わせ
してください。

地域振興券(商品券)の
使用方法

額面1千円の20枚つづりで、
切り離して使用します。ただし、
つぎの制限があります。

● 地域振興券は、区に取り扱い
の登録をした区内の商店等(特
定事業者一覧を配布)で使用
できます。

● このステッカーが目印です。

● 使用期間は3月3日(水)～9月
2日(木)までの6か月間です。

● 利用の際、つり銭は支払われ
ません。

● 他人に譲渡、交換、売買はで
きません。

● 交付された本人、またはその
代理人、使用者のみにしか使用
できません。

● 有価証券、商品券、テレホン
カード等の購入には使えませ
ん。

問合せ

地域振興券
事業室

千代田区地域振興券
取扱事業者

千代田区地域振興券
取扱事業者

千代田区地域振興券
取扱事業者

私は千代田区地域振興券の交付対象者ですか？

スタート

A

15歳以下の児童が属する世帯

●昭和58年1月2日～平成11年1月1日に生まれた児童の世帯主〔*1〕

基準日平成11年1月1日

該当する児童の人数分の地域振興券を交付します

B

16歳以上の方で該当する項目はどれですか（昭和58年1月1日以前に生まれた方）

I

●生活保護を受けている方
●特別養護老人ホームや障害者（児）入所施設などの社会福祉施設に入所している方など

II

●I以外の65歳以上の方（昭和9年1月1日以前に生まれた方）

III

●I以外の64歳以下の方（昭和9年1月2日以後に生まれた方）

該当する項目か、「はい」「いいえ」で読み進んでください。

あなたは、平成10年度の区市町村民税の課税状況はどれに該当しますか。

非課税

均等割のみが課税

所得割が課税

税金の申告上で、夫や妻、親族に扶養〔*2〕されていますか。

いいえ

はい

その夫や妻、親族（扶養者）は、平成10年度の区市町村民税の課税状況はどれに該当しますか。

非課税

均等割のみが課税

所得割が課税

あなたは、障害や痴呆のため、平成10年7月1日以前から平成11年1月1日までの間、常に介護を受けなければならない状態が継続していましたか。〔*3〕

はい

あなたは平成10年9月30日以前から平成11年1月1日までの間、病院（診療所）や老人保健施設に継続して入院（所）していましたか。

はい

あなたは、平成11年1月1日現在、生活保護法に規定する救護施設および厚生施設に入所していましたか。

はい

税金の申告上で、夫や妻、親族に扶養〔*2〕されていますか。

いいえ

はい

その夫や妻、親族（扶養者）は、平成10年度の区市町村民税の課税状況はどれに該当しますか。

所得割が課税

非課税・均等割のみが課税

あなたは、平成11年1月分〔*4〕の年金・手当が、①～⑨のいずれかに該当しますか。

- ①老齢福祉年金受給者〔*5〕
- ②障害基礎年金のうち年金コード「635」「265」の受給者
- ③遺族基礎年金のうち年金コード「275」「285」の受給者
- ④児童扶養手当受給者
- ⑤特別児童扶養手当の支給にかかる障害児
- ⑥障害児童福祉手当受給者
- ⑦特別障害者手当受給者
- ⑧福祉手当（経過措置分）受給者〔*6〕
- ⑨原爆被爆者諸手当のうち、医療特別手当、特別手当、保健手当または健康管理手当の受給者

いいえ

はい

交付対象者ではありません

16歳から64歳の方

あなたは、平成11年1月分〔*4〕の年金が⑩・⑪のいずれかに該当しますか。

- ⑩障害基礎年金のうち年金コード「535」「062」の受給者
- ⑪遺族基礎年金のうち年金コード「645」「072」「082」「102」の受給者

いいえ

はい

あなたは、平成10年度区市町村税が非課税ですか。

いいえ

はい

その夫や妻、親族（扶養者）は、平成10年度の区市町村民税が非課税ですか。

いいえ

はい

税金の申告上で、夫や妻、親族に扶養〔*2〕されていますか。

はい

いいえ

あなたは地域振興券の交付対象者です

※年金コードは社会保険庁が交付する年金証書や年金額改定通知書に4桁で表示されています。その先頭3桁を確認してください。

〔*1〕外国人は世帯主の在留資格が永住者または特別永住者のみです。〔*2〕同居や別居を問いません。〔*3〕障害や痴呆の程度が不明の場合はお問い合わせください。〔*4〕1月に振り込まれる年金・手当のことでありません。〔*5〕老齢基礎年金や老齢年金などの制度とは異なります。〔*6〕心身障害者福祉手当や老人福祉手当とは異なります。